

指定管理者と市の責任分担

項 目	内 容	負担区分		備 考
		指定管理者	妙高市	
条例及び規則等の変更	施設の管理運営又は及び指定管理者に影響を及ぼすもの	協 議		
不可抗力	自然災害及び暴動等に伴う履行不能、施設等の修復		○	
建物の維持管理	構造耐力上主要な部分の改修(建築基準法施行令第1条第1項第3号の規定による)		○	瑕疵によるものは指定管理者の負担
	上記以外の修繕	○	○	原則1件あたりの費用が20万円以上の場合は市、1件あたりの費用が20万円未満の場合は指定管理者とする。
設備の維持管理	破損等に伴う設備の修繕	○	○	原則1件あたりの費用が20万円以上の場合は市、1件あたりの費用が20万円未満の場合は指定管理者とする。
備品等の維持管理	購入	○	○	事前協議が必要
	修繕	○	○	原則1件あたりの費用が20万円以上の場合は市、1件あたりの費用が20万円未満の場合は指定管理者とする。
業務に関する資格・免許	健康運動指導士又は、健康運動実践指導者の資格を有する者ほか	○		

利用者及び地域住民への対応	地域住民との協調	○		
	要望、苦情等への対応	○	○	報告書に内容及び対応を記録し、速やかに市に報告し、対応を協議すること。
安全対策	セキュリティ、施設の安全管理、情報漏えいの防止ほか	○	○	
事故及び火災の対応	安全確保、避難誘導、被害報告等	○	○	
保険	火災保険		○	
	損害賠償保険ほか	○		
広報活動	新聞折込、チラシ作成、イベント開催ほか	○		市報等への掲載は市へ依頼
事業終了時の費用	指定期間の終了等に伴う現状回復に要する費用	○		